

選挙運動用自動車賃貸借契約書(記載例)
(自動車の借入れ)

甲(候補者氏名) **神戸 太郎 ※1**と乙(業者等氏名又は名称) **安八 花子**とは、令和5年4月23日執行(予定)の神戸町議会議員選挙の選挙運動のために使用する公職選挙法第141条第1項の自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

1 乙は、甲に対して、次に掲げる自動車を貸し付け、甲は、これに対して賃料を支払う。ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により神戸町に帰属することとならない場合には、神戸町議会議員及び神戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の定める手続により、甲が乙に支払うべき金額のうち、同条例の定める金額を神戸町長に請求する。

(1) 車 種 **トヨタ カローラ ステーションワゴン**

(2) 登録番号(車両番号) **岐阜400 い2345**

2 自動車の賃貸借期間は、令和5年4月18日から令和5年4月22日まで

3 自動車の賃貸借料は、次のとおりとする。

(1) 1日当たりの金額 **13,200**円(ただし、1日目は、)円

(2) 契 約 金 額 **66,000**円(うち消費税額 **6,000**円)

4 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、別に決定する。

1日目と2日目で料金が異なる場合は記入

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和5年4月8日

告示前でもOK

甲 住所 **岐阜県安八郡神戸町 ○○ △△番地**
(候補者)

氏名 **神戸 太郎** (印)

乙 住所 **岐阜県安八郡神戸町 □□ ○○番地**
(業者等)

氏名 **安八 花子** (印)

(代表者氏名) (印)

備 考

1 公費負担の対象となる自動車の賃貸借期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において賃貸借する期間とすること。したがって、例えば、立候補の届出前から賃貸借していても、立候補の届出の日の前日までに係る賃貸借については、公費負担の対象にならないこと。

2 乙が神戸町長に対して請求する場合、請求書には、この契約書に記載された住所、氏名等を記載すること。

3 乙が法人の場合は、代表者印を押印すること。

※1 候補者氏名は、立候補届出と一致する。